様式２

家賃債務保証業務等に関する誓約書

年　　月　　日

浪江町長

所在地

保証法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　連絡先

浪江町営住宅等連帯保証人事務取扱要綱第4条の要件を備える法人として、浪江町営住宅等の入居者と保証に関する契約をするにあたり、浪江町営住宅等における家賃債務保証業務等について各種法令を遵守し、下記事項について誓約いたします。

記

１　賃借人に対し契約内容に関する十分な理解を図るため、契約締結前又は契約締結の際に、契約内容に関する重要な事項を説明し、当該事項を記載した書面を交付します。

２　契約内容の説明に当たっては、中途解約の際の保証料の返還有無等に関する取り決めや家賃滞納の際の家賃債務保証業者の対応などについて、賃借人の理解を得るよう努めます。

３　賃借人等に対し支払を催告する書面等を送付する場合には、請求金額の内訳等の所定の事項を記載し、賃借人等に対して明らかにします。

４　求償権を譲渡する場合、賃借人へ書面による通知を行います。

５　家賃債務保証業務等に従事する者は、従業者であることを証する証明書を携帯の上、家賃債務保証業務等を行います。

６　家賃債務保証委託契約書の条項について、消費者契約法等の規定に反するものを定めません。

７　過去の弁済額等に係る家賃債務保証業者と賃借人との理解が異なる場合に備え、その業務に関する帳簿を備え付け、賃借人ごとの弁済履歴を記録し、賃借人からの開示の請求があった場合は明らかにします。